

【事前にご確認ください】

市民税・都民税と簡易な所得税の確定申告の相談・申告の受付窓口

場所	日程	受付時間	市民税・都民税の申告		所得税の確定申告	
			相談	提出のみ	相談	提出のみ
出張窓口 芝久保公民館 下保谷福祉会館 住吉会館ルピナス ひばりが丘公民館 新町福祉会館 柳沢公民館	1月30日(月)	【柳沢公民館およびひばりが丘公民館】 午前9時30分～11時30分	○	○	-	○
	1月31日(火)	午後1時～3時30分	○	○	-	○
	2月1日(水)	【上記以外の会場】 午前9時30分～午後1時30分	○	○	-	○
	2月2日(木)	(正午から午後1時も開設)	○	○	-	○
	2月3日(金)	(注意)午前9時までは、会場へ入れません。	○	○	-	○
	2月6日(月)	午前9時～午後4時 ※2月17日(金)・2月24日(金)は、 夜間窓口(午後6時～8時)も開設	○	○	○	○
田無庁舎 2階展示コーナー	2月16日(水)～3月15日(水)	午前9時～午後4時 ※2月17日(金)・2月24日(金)は、 夜間窓口(午後6時～8時)も開設	○	○	○	○
保谷臨時窓口 保谷東分庁舎 防災・保谷保健福祉総合センター6階	2月8日(水)～3月8日(水)	午前9時～午後4時	○	○	-	○
	3月9日(木)～3月15日(水)		○	○	○	○
防災・保谷保健福祉センター6階 ※税理士による無料申告相談	2月8日(水)～2月10日(金)	午前9時30分～午後3時30分 ※正午～午後1時も開設	-	-	○	-

〈全般〉

- (土)・(日)・(祝)を除く。
- 「提出のみ」は、税額の計算まで内容が全て記入済みの申告書をお預かりするものです。
- 各窓口の受付時間は、混雑の状況により早く締め切る場合があります。
- 受付初日と受付締切間際は、窓口が大変混み合います。混雑する時期を避けるなど、ご協力をお願いします。
- 車での来場は、ご遠慮ください。
- 「税理士による無料申告相談」以外の全ての窓口は、市職員が対応します。税務署の職員はいません。

〈所得税の確定申告〉

- 税理士による無料申告相談は、1月1日号をご確認ください。
- 確定申告の「提出のみ」の場合は、直接税務署への提出(郵送可)にご協力をお願いします。

東村山税務署からのお知らせ

確定申告は
税務署へ

東村山税務署の申告書作成会場開設は

1月23日(月)～3月15日(水)

申告と納税の期限(令和4年分)

所得税および復興特別所得税・贈与税 3月15日(水)
消費税および地方消費税 3月31日(金)

日曜窓口

税務署は平日のみ開庁ですが、2月19日(日)・26日(日)に限り、所得税および復興特別所得税・個人消費税・贈与税の確定申告相談と申告書提出の受付を行います。

※国税の領収、納税証明書の発行・電話での相談は行いません。

申告書は国税庁で
パソコンやスマホで
作成できます!!

国税庁の「確定申告書等作成コーナー」で、ご自宅のパソコンやスマートフォン・タブレット端末などから申告書を作成することができます。作成した申告書は、マイナンバーカードとICカードリーダライタまたはマイナンバーカード読取対応のスマートフォンを利用する方法(マイナンバーカード方式)や、税務署で発行するIDとパスワードを使用する方法(ID・パスワード方式)で「e-Tax(電子申告)」することができるほか、プリンタで印刷(白黒でも可)して郵送などにより税務署に提出することができます(コンビニ

エンストアのプリントサービスで印刷することも可)。

「確定申告書等作成コーナー」の操作に関するお問い合わせは、「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」☎0570-01-5901(e-コクゼイ)まで

便利で安心、
振替納税をご利用ください!

申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知などによる納税のお知らせは行っておりません。納付には便利な振替納税をご利用ください。

□令和4年分確定申告書振替納付日

- 所得税および復興特別所得税 4月24日(月)
- 消費税および地方消費税 4月27日(木)

電子納税をご利用になると、自宅やオフィスなどのインターネットを利用して納付できます。

今年も申告書には
マイナンバーの記載が必要です!

所得税および復興特別所得税・消費税および地方消費税・贈与税の申告書には税務署へ提出する都度、「マ

□受付時間 午前8時30分～午後4時(提出は午後5時^{まで})

□入場整理券

混雑回避のため、入場の際には「入場整理券」が必要です。
※国税庁LINE公式アカウントを「友だち追加」することで、事前に入手できます。詳細は国税庁ををご覧ください。

※当日券の発行状況によっては、受付を早めに締め切る場合があります。

□感染症対策にご協力ください

- マスクの着用
- 可能な限り少人数での来署
- 入口での手指消毒および検温

東村山税務署

〒189-8555東村山市本町1-20-22・☎042-394-6811

※1月4日(水)から税務署の駐車場は使用できませんので、お車での来署はご遠慮ください。

イナンバーの記載」と「本人確認書類(番号確認書類および身元確認書類)」の提示または写しの添付が必要となります。

税務署窓口で提出の際は、番号確認および身元確認に時間を要しますので、①・②について事前のご用意をお願いします。

①マイナンバーカード(個人番号カード)

※1枚で「番号確認」と「身元確認」ができます。

②「番号確認書類」+「身元確認書類」※②は、①のマイナンバーカードがない場合の確認方法です。

●番号確認書類とは、通知カード・マイナンバーの記載のある住民票の写し^{など}

●身元確認書類とは、運転免許証・パスポート・身体障害者手帳、公的医療保険の被保険者証^{など}

※郵送にて申告書を提出する際は、①の写し(両面)または②の写しを添付。ただし、e-Tax(電子申告)により申告をすれば、「番号確認書類」および「身元確認書類」の提示または写しの添付は必要ありません。

求めにより、提示または提出が必要)。

復興特別所得税の計算を
お忘れなく!

平成25年分～令和19年分までの各年分については、復興特別所得税を所得税と併せて申告・納付することとされています(還付申告でも計算が必要)。

復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額(原則としてその年分の所得税額)に2.1%の税率を乗じて計算した金額です。

また、平成25年1月1日～令和19年12月31日に生ずる所得について、源泉所得税が徴収されている場合には、復興特別所得税が併せて徴収されています。

父母などから財産の贈与を
受けた場合の注意点!

暦年課税の場合において、父母などの直系尊属から財産の贈与を受けた人(贈与を受けた年の1月1日において20歳以上(令和4年4月1日以後は、18歳以上)の人に限る)のその財産に係る贈与税の額は、一般税率ではなく、「特例税率」を適用して計算します。

「特例税率」の適用を受ける場合で、贈与を受けた財産の価額の合計額から基礎控除額(110万円)を差し引いた後の金額(基礎控除後の課税価格)が300万円を超えるときは、贈与税の申告書とともに、財産の贈与を受けた人の戸籍の謄本または抄本その他の書類でその人の氏名・生年月日・その人が贈与者の直系尊属に該当することを証する書類を提出する必要があります(過去の年分において同じ贈与者からの贈与について「特例税率」の適用を受けるためにその書類を提出している場合は不要)。

医療費控除を受けるためには、
「医療費控除の明細書」の
添付が必要です

医療費控除を受ける際には「医療費控除の明細書」の添付が必要となります(領収書の提出は不要)。「医療費控除の明細書」を作成時は、①医療費を受けた人、②病院・薬局ごとに医療費を合計して記載します。

なお、「医療費控除の明細書」を含め、医療費控除の申告は、国税庁の確定申告書作成コーナーで作成できます。

また、医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります(税務署の

パソコン・スマホなどから確定申告ができることを知っていますか?

※ID・パスワードの発行は申告が始まると混雑するため、申告期間前の申請がおすすめ
※マイナンバーカード方式の場合、ICカードリーダライタがなくても、マイナンバーカード読取対応のスマホがあれば、e-Tax送信が可能